水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度

市では、くみ取り便所を水洗便所に改造される方や、浄化槽を撤去等して下水道管に接続される方に対し工事に要する資金の融資あっせんとその融資を行う金融機関への利子を補給する制度を設けています。

融資を希望される方は、工事契約時に指定工事店に申し出てください。指定工事店が手続きします。

融　資　額	
① １戸につき	１０万円以上７０万円以内
② ２戸以上につき	１４０万円以内

融資の条件	
① 融資金の利子	２％までは無利子（市が負担します）。ただし、２％を超えたものに係る利子相当額は借受人の負担となります。
② 貸付期間	３６か月以内
③ 返済金	毎月１万円以上の元金均等割賦方式

※ 延滞利息は借受人が負担することになっております。

対象・資格

① 自己資金だけでは、工事費を一時に負担できない人
② 建物の所有者又は建物所有者の同意を得た使用者
③ 償還金の弁済能力がある人
④ 市税、下水道使用料及び下水道事業受益者負担金を滞納していない人
⑤ 供用開始の日から３か年以内に行う工事であること
⑥ 連帯保証人を有する人

※ 連帯保証人の資格

(1) 使用者が申請者となるときは、当該建築物の所有者であること
(2) 市内に居住していること【ただし上記(1)に該当する場合はこの限りでない。】
(3) 独立の生計を営んでいること
(4) 市税、下水道使用料及び下水道事業受益者負担金を完納していること
(5) 弁済能力を有すること

対象金融機関

山口銀行、西京銀行、もみじ銀行、西中国信用金庫、広島信用金庫、東山口信用金庫、山口県農業協同組合、中国労働金庫

☆申請の流れ

① 制度対象になるか等不明な点を下水道課又は指定工事店に事前に確認の上、水洗便所等改造資金融資あっせん申請書に必要書類を添えて、指定工事店に申し出てください。
※融資あっせん申請書は、排水設備新設（増設・改築・変更）確認申請書と併せて提出する必要があります。（相　談）

↓

② 指定工事店が代行して下水道課又は各総合支所農林建設課の窓口へ申請書を提出します。（申　請）

↓

③ 市で申請書の内容を審査し、融資あっせんの可否を決定します。その後申請者へ決定通知書を送付します。（融資あっせん決定）

↓

④ 申請者は決定通知書等を持って金融機関へ行き、工事完了までに金融機関と金銭消費貸借仮契約を締結してください。（融資審査）

↓

⑤ 排水設備工事完了後に市が工事の検査を実施します。検査合格後に市から金融機関に融資依頼書を送付します。（融資あっせん額確定）

↓

⑥ 申請者は金融機関から融資を受け、融資を受けた月の翌月から元金と２％を超えた利子相当分の返済が開始されます。（融資⇒返済）

申請に必要な書類
① 水洗便所等改造資金融資あっせん申請書
② 申請者と連帯保証人の市税完納証明書
③ 申請者と連帯保証人の印鑑登録証明書
④ 見取図１／２，５００及び平面図１／２００以上
⑤ 融資対象工事費見積書

※申請時点の状況を確認するため、完納証明書及び印鑑登録証明書については、最新の証明書をご提出いただく場合があります。

《お問い合わせ先》
岩国市役所下水道課　業務班
℡２９－５１４４